

第1号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号及びそれに対応する改正後の欄の号に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条及び号（以下「改正前の条等」という。）に対応する改正後の欄の条及び号（以下「改正後の条等」という。）が存在しない場合にあつては、当該改正前の条等を削る。
- (3) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

| 改正前 | 改正後 |
|---|-------------------------------|
| 第2条の2 略 （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） | 第2条の2 略 |
| 第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） | （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） |
| 第3条 略 (5) 育児休業（この号の規定に該当した | 第3条 略 |

ことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について**育児休業等計画書**により任命権者に申し出た場合に限る。)

(5) 略

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について**育児短時間勤務計画書**により任命権者に申し出た場合に限る。)

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改

正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (特別休暇) 第14条 略 2 略 (15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日 <u>後8週間</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内において必要と認める期間 | (特別休暇) 第14条 略 2 略 (15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日 <u>以後1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内において必要と認める期間 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月15日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

提 案 理 由

育児と仕事の両立を支援するため、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

